

# 令和 8 年度部活動地域展開促進支援業務 企画提案募集要領

## 第 1 趣旨

この要領は、令和 8 年度部活動地域展開促進支援業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される市町村を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 第 2 募集事項

### 1 業務の名称

令和 8 年度部活動地域展開促進支援業務

### 2 業務の概要

国は令和 7 年 1 2 月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和 8 年度から 1 3 年度を改革実行期間として取り組むこととしており、宮城県（以下、「県」という。）ではその前期 3 年間の最終年度にあたる令和 1 0 年度中には、県内すべての市町村で、休日の部活動を行わないことを目標としている。

県内の部活動地域展開（以下、「地域展開」という。）にあたっては、市町村によって学校数やスポーツ関係団体数など、部活動を取り巻く環境が異なっていることに加え、関係団体との連携や実施体制の整備、活動場所や指導者の確保等、地域の状況に応じた特徴ある取組が必要であることから、進捗状況に差が生じている。

本業務では、先行して課題解決に取り組む市町村を支援し、県内における先導的なモデルケースを構築する。さらに他市町村への展開を行うことで、県内全体における地域展開の促進を図る。

### 3 業務の内容

令和 8 年度部活動地域展開促進支援業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

### 4 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

### 5 委託料の上限額

2, 5 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

なお、この金額は契約金額の上限額を示すものであり、県がこの金額で契約することを約束するものではない。

### 6 留意事項

業務の内容は、県と契約候補市町村の協議により決定することとし、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。また、業務の進行にあたっては、県及び受託者による打ち合わせを行い、方針を決定する。

## 第 3 応募資格

企画提案に応募できる者は、宮城県内の市町村とする。

## 第 4 企画提案募集の日程（予定を含む）

項目	年月日
1. 企画提案募集開始	令和 8 年 4 月 1 0 日（金）

2. 質問受付期限	令和8年4月23日（木）午後5時まで（必着）
3. 質問回答	令和8年4月30日（木）予定
4. 企画提案への参加申込期限	令和8年5月11日（月）午後5時まで（必着）
5. 企画提案書の提出期限	令和8年5月15日（金）午後5時まで（必着）
6. 企画提案書の選考	令和8年5月下旬予定
7. 選定結果の通知及び公表	令和8年5月下旬予定
8. 契約手続き	令和8年5月下旬予定

## 第5 応募手続

### 1 企画提案募集に関する公告

本業務の企画提案募集については、令和8年4月10日（金）から宮城県出納局契約課及び宮城県企画部スポーツ振興課のホームページ上で公告する。

### 2 企画提案書作成等に関する質問の受付

企画提案書作成等に関する質問を以下のとおり受け付ける。ただし、企画提案書の具体的な記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から一切回答しないこととする。

(1) 受付期限 令和8年4月23日（木）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

ア 指定様式 質問書（様式第1号）を用いること。

イ 提出方法 電子メールにより提出すること。

ウ 提出先 宮城県企画部スポーツ振興課スポーツ振興班

電子メール：suposinss@pref.miyagi.lg.jp

※提出時の件名は「部活動地域展開促進支援業務企画提案に関する質問（市町村名）」としてください。

エ 電話など口頭による質問や受付期間外の質問に対して回答しない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年4月30日（木）を目処に宮城県企画部スポーツ振興課ホームページ上に掲載する。ただし、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者にものみ回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

### 3 企画提案への参加申込

(1) 受付期限 令和8年5月11日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

ア 指定様式 企画提案参加申込書（様式第2号）：1部

イ 提出方法 電子メールにより提出すること。

ウ 提出先 宮城県企画部スポーツ振興課スポーツ振興班

電子メール：suposinss@pref.miyagi.lg.jp

※提出時の件名は「部活動地域展開促進支援業務企画提案参加申込（市町村名）」としてください。

エ 注意事項 参加申込書の提出がなかった者からの企画提案書等の提出は受け付けない。

### 4 企画提案書等の提出

次のとおり企画提案書等関係書類（以下「企画提案書等」という。）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年5月15日(金)午後5時まで(必着)
- (2) 提出方法 電子メール、又は郵送(配達証明付き郵便に限る)による提出とする。  
なお、郵送の場合、封筒には「部活動地域展開促進支援業務企画提案書等関係書類  
在中(企業名)」を朱書きすること。
- (3) 提出先 宮城県企画部スポーツ振興課スポーツ振興班  
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号(県行政庁舎6階)  
TEL:022(211)3178 FAX:022(211)3540  
電子メール:suposinss@pref.miyagi.lg.jp  
※提出時の件名は「部活動地域展開促進支援業務企画提案(市町村名)」として  
ください。
- (4) 提出書類  
ア 企画提案書(様式第3号)1部  
イ その他企画提案の説明に必要な資料(任意様式。A4判、カラー)8部
- (5) 提案にあたっての留意事項  
ア 提出された書類は、提出後の差し替え、変更及び取り消しは認めない。  
イ この企画提案書等の応募に係るすべての経費は、すべて企画提案市町村の負担とし、提出された書類は返却しない。  
ウ 提出した企画提案書等に関する著作権等については、当該企画提案市町村に帰属する。ただし、選定委員会の審査に必要な範囲において、提出書類の複製を制作することがある。  
エ 企画提案書等が選定され、当該業務について宮城県との委託契約が成立した後は、提出した企画提案書等に関する著作権等は宮城県に帰属する。

## 第6 評価・選定方法

### 1 業務委託候補者の選定方法

県が設置する選定委員会において、企画提案書の総合評価により審査し、各委員の評価点の平均が満点の6割以上となった市町村のうち、1位をつけた委員数が多い提案者から順に順位付けし、上位2者を業務委託候補市町村として選定する。

また、採点の結果、1位をつけた委員が同数いる場合は、各委員が順位付けした順位をそのまま点数化し、その合計点が低い順に業務委託候補市町村として選定する。それでもなお複数ある場合には、各委員の評価点を合計した点数が高い市町村から順に業務委託候補市町村として選定する。

以上の方法を用いても業務委託候補市町村を選定できない場合には、委員による協議の上、業務委託候補市町村を選定する。

### 2 選定

#### (1) 提案者が1者又ははない場合の取扱い

提案者が1者の場合も審査を行い、1に記載の選定方法により、業務を適切に実施できると判断される場合は、受託者候補として選定する。

なお、業務を適切に実施できないと判断される場合又は企画提案市町村がない場合は、再度、企画提案市町村を募集する。

#### (2) 選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等

選定結果については、後日、企画提案市町村全てに文書で通知する。

なお、審査・選定結果に関する質問には応じない。

### (3) 選定結果の公表方法・内容

審査終了後、全ての企画提案市町村の名称及び評価点を公表する。

ただし、選定された業務委託候補市町村以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

## 第7 審査基準及び配点

審査項目及び評価内容並びに配点（合計100点）は別表の評価基準のとおりとする。

## 第8 失格事由

1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

(1) 「第3 応募資格」に違反した場合

(2) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明である場合

(3) 本要領等の規定に従っていない場合

(4) 同一の市町村が2つ以上の企画提案書を提出した場合

(5) 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、又は不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合

(6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心理留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

2 その他

(1) 企画提案を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。

(2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された書類は返却しない。

(3) 企画提案書等の再提出は認めない。

(4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、企画提案書等の受付後、提案内容について説明を求めることがある。

## 第9 その他必要な事項

1 選定後の取扱い

本企画提案書等に係る契約については、次により行う。

(1) 受託者の決定

選定委員会において決定した委託候補市町村を優先交渉者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により委託候補市町村と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。

(2) 契約書の作成

県と受託者で協議した上で契約書を作成する。

(3) 支払条件

支払方法は、原則として業務完了後に支払うものとし、前金払は行わないこととする。

(4) その他契約に関する事項

県は、業務の委託に際して、選定された企画提案書等の内容をもとに仕様書に記載されている事項を基本とするが、企画提案の内容を基に加除修正し、最終的な仕様書として提示することができるものとする。

## 2 契約に関する条件等

### (1) 成果品の利用（二次利用等）

本事業による成果品の著作権は県に帰属するものとするほか、県は、本事業の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。

### (2) 機密の保持

受注者（再委託により受託した者を含む。以下同じ。）は、本事業を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (3) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

## 3 その他

- (1) 提出書類等の作成及び企画提案において、使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に限る。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類等は、原則として、提出後の差替え、変更及び取消は認めない。
- (4) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (5) 企画提案に参加する市町村が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。
- (6) 提出された書類等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示する場合がある。
- (7) 県は、本プロポーザルに関する公表及びその他必要と県が認めるときは、提案書を無償で使用するものとする。

## 別表

区分	評価項目	評価の視点	個別	計
業務構想力	本業務の受託に関する基本的な考え方	業務の趣旨にあった提案内容であり、取り扱う内容や視点に偏りがいないか。	10点	70点
	特徴ある取組	地域の状況を踏まえた特徴ある取組になっているか。	35点	
	先行事例としての展開	県内の地域展開における先行事例として他市町村への展開が期待できる内容になっているか。	25点	
業務実行力	事業実施全般におけるスケジュール、業務体制	無理なく実現性の高いスケジュールが組み立てられ、企画提案どおりに業務を実施できる体制が整っているか。	15点	30点
	経費の内訳の妥当性	業務全体の積算根拠に妥当性があるか。	10点	
	持続可能性	将来的に委託費がなくても持続可能な内容となっているか。	5点	
合計				100点